

平成30年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年2月8日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第2回会議議事録

- 1 開催日時 平成30年2月8日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
 - 3 出席委員 18名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 9番委員 星 野 榮 一 10番委員 高 橋 俊 一
11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満 13番委員 小 池 正 明
14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章 16番委員 原 澤 孝 一
17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
 - 4 欠席委員 1名
8番委員 吉 野 拓 夫
 - 5 議事録署名委員
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江
 - 7 会議に附した事件
議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 7号 農用地利用集積計画に関する意見決定について
議案第 8号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 協議事項・報告事項
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に16番委員原澤孝一・17番委員内海美津江を指名し議事に入る。
 それでは、議事に入ります。
 議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1 ページをお開きください。

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求めます。

別紙記入事件2件。

次ページをお開きください。

◇（議案書・順次・朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号1番、〇の田の売買による所有権の移転です。〇の〇〇さんから〇の〇〇さんへの有償移転の案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。よろしくお願いいたします。

農地法3条による申請事案について調査してきました。

2月4日に伺いまして、場所は〇で、〇がありましてそのすぐ脇という感じの場所なんです。それで面積が658㎡、譲受人、〇〇さん、〇〇さんは〇〇さんのところで田んぼ自作地と借りているのとまとまっている場所ですね。それも、この田んぼとこの田んぼが〇〇さんがこれも3枚自分の土地で、それで先月かな、その前の月かな、この細長いのが農業公社を通じて借りるというのがある、もう1年前にこれも公社を借りての借り入れということで、1枚、2枚、3枚、4枚、5枚で、この〇〇さんの田んぼについても10何年か前から借りて耕作しているということで、この隣のはというか、田んぼが小さいので、この境を取り払って借りて、自分の田んぼと借りている田んぼを1枚にして使っていた場所なんです。それで、町道の〇線というんですか、その拡幅工事に伴ってかなり面積が道路敷になると、その代替地ということで今回の申請ということになります。

それで、1番の権利の取得しようとする者、その世帯が耕作するということではありますが、〇〇さんは水稻を中心に小麦、加工トマトなど栽培しており、水田については積極的に耕作面積をふやして耕作するのが確実と思われます。

それから、権利取得後の耕作面積、これについては285、約3町歩近くの耕作をしているので、面積的には適当と思われます。

そしてあと、周辺農地の利用に支障を生じないかということではありますが、今までどおり米をつくるということで、何ら変わる場所がないので、全く問題はないと思われます。

以上ですけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま櫻井委員より報告いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら挙手の上、発言願います。いかがですか。

（「異議なし」の声）

よろしいですか。意見がなければ許可と決したいと思います。

- 続きまして、番号2番、〇の田及び畑、合計8649㎡ですけれども、〇〇さんの所有の畑ですね。〇町ですけれども、息子さんの使用貸借の再設定であります。
- 担当委員さんの報告をお願いいたします。
- 2番委員 同しく2番の櫻井です。よろしくお願いいたします。
2月5日に調査に行っていました。
借受人、〇〇さん、それから貸付人が〇〇さんということで、親子で平成14年9月1日、農業者年金との関係とかいろいろありまして、経営移譲されて手続がとられているわけなんですけれども、その延長願いということで、特に変わるところなく今までどおり耕作するというのでありますので、特に問題はないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
ただいま櫻井委員より説明いただきました。
使用貸借の再設定という案件です。
質問、意見等ございましたら、発言願います。ありませんか。
- 4番委員 4番、高橋です。
これ1枚目だと受入世帯の稼働人員が前は2人となっているんですけれども、2枚目は1人であったんだけれども、どっちですか。
- 事務局 記入間違いです。申しわけございません。2人中2人です。訂正していただければと思います。すみません。
- 議 長 よろしいでしょうか。
それでは許可相当とします。
続きまして、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 4ページをお開きください。
議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。
別紙記入事件3件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次・朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、番号1番、〇の畑ですけれども、〇の〇〇さん所有の畑を〇の〇〇の資材置き場として買って資材置き場として転用したいという案件です。
担当委員さんの報告をお願いいたします。
- 2番委員 2番、櫻井です。よろしくお願いいたします。
2月6日に調査に行っていました。

場所は、〇ということで、ここのところが〇がある県道、それでこうすると行って〇がこの辺で、〇と俗に言っているところですね。それで対象の地区はここですけれども、この3筆実際には〇〇で買ったということで、相続により兄弟3人で大体同じくらいの面積に相続されて、ここ宅地、宅地、そしてここだけが畑になっていたのを含めて買うという予定の場所です。

それで、平成29年5月12日に先ほどの宅地2枚と農地について売買契約が整って登記がされている状況ですが、5条申請がまだやってないので、それを速やかにやるようにというふうなことで、今回出てきたということになると思います。

そして、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ということですが、資材置き場としたいと、先ほど言った宅地になっているほうのところ住宅と事務所、そしてだんだん奥に行くにしたがって資材置き場とか重機の置き場とかそういったものにしたいということで、一番奥のこの〇のところについては、資材置き場で使いたいという話で、資材を置く、建物はそんなに建てるつもりはないというか、資材を置くのに屋根を建てる程度のことで、許可後すぐに取りかかりたいとのことでした。

あとは、申請面積はということになっていますが、この使用目的が住宅と事務所と資材置き場ということで、3筆合わせてやりますが、適当かなと思われるます。

転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除処置の確認ということではありますが、資材置き場ということで車が入ったり重機が入ったりするわけですが、4面あるうちの家が1軒見えますけれども、西側になるんですか、そこが住宅、それで南側も住宅と、東側は自分の土地と、北向きになるところだけ農地に直接面しているわけなんですけれども、縁石を設置したり、柵を設置したりして農地に立ち入らないようにということで対策は講じるということでした。

以上なんですけど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいまの件について質問、意見等ございましたら挙手のうえ、発言願います。どうでしょう。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ許可相当とします。

続きまして、番号2番、〇の田3筆、賃貸借ですが、〇〇さんという土地ですけれども、〇〇さんが賃貸借で借家住宅の宅地をしたいという案件です。

担当委員さんから補足をお願いいたします。

2番委員

2番の櫻井です。

2月4日日曜日に調査に行っていました。

場所は、〇の〇というところになります。〇があって、今後都市計画道路で広いのがあく予定があるので、そこへちょうど隣接するような感じの土地になると思います。

そして、借受人が〇〇さんで、81歳、貸付人、〇〇さんが63歳と借りる人が高齢ではあるんですが、貸家を3軒建てたいと、貸家を建てたいという申請です。

そして、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、資金的には自己資金で融資は受けないということとあと見積書とか設計図の添付がありまして、詳しく見させてもらったんですが、かなり設計も詰められていて確実に建てられるように思われました。

それから、申請面積は妥当かということなんですが、家を3軒、それからそれぞれ大まかに1軒につき車2台、合計6台とか7台の駐車場を含めてということになると妥当であると思われます。1軒当たり、3で割ったときの面積が281㎡であります。

あとこの土地はちょっと問題がありまして、今回この3筆について農地転用ということになるところですが、ここのところは高速道路の舗装工事をするときのアスファルトプラントになった場所なもので、一括全部借り受けてアスファルトプラントの工場ができて、そして終わったのでそれをまた田んぼにかえすというときにこの下の〇〇さんなんかで見ていくと、縦3つに割れていてこういう田んぼだったのを今度その後つくったときにつくりやすいようにということで、こう切ってこう切って4枚田んぼということで、この地番の境どおりに全然田んぼが仕上がってないという中で、ここのところだけ〇〇さんのほうの田んぼが飛び出していると、実際はこれに対して真っすぐして1枚の田んぼがここまで1枚の田んぼということのようです。こちらの〇〇さんの田んぼのところを上の人がつくっているという状況で、この土地については前、〇〇さんという人から買い取ってこの形ということなんですけれども、なので今回3軒建てるというときにここへ1軒この辺までくるわけなんですけれども、ここについてはこれに入らないようにこうしている、もう1軒続いていると、それぞれ駐車スペースがあってこちらに予備のスペースがあるという格好になるようで、ここのところは農地転用しないので、同じ平らになってしまうんですけれども、境界ぐいを入れて農地以外の使用をしないようにということを確認はとってきました。

転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除処置の確認ということで、先ほど言った〇〇さんの田んぼのほうが高いわけなので、そちらに宅地となったところの雨水、路面排水が流れ込まないようにということで、勾配を北側のほうに水路ありますし、そちらのほうへ排水ができるようにということとか、主にその水問題が一番多いかなと思うんですけれども、そのようにするという確認をとりましたので、特には問題はないかなと思います。

以上ですけれども、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

櫻井さんよりご説明いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら挙手によってお願いいたします。いかがですか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

なければ許可相当と決めます。

続きまして、番号3番、〇の畑1筆、〇〇さん所有の畑ですね。〇〇さんが住宅を建てる案件ですね。

担当委員さんの報告お願いいたします。

10番委員

10番、高橋です。

2月5日に調査に行ってみりました。

場所は、○から○に抜ける県道があるんですね。ここが○と、これに○があるんですけども、○の裏を行ったところにあります。

それで、ここに住宅があるんですね。住宅の隣に1種農地なんですけれども、家がつながっていると事務局が言ったのですけれども、その隣の土地で今荒れている状況です。それでここに家を建てたいと、ここも今ちょっと荒れている状況になっているけれども、ここに息子が家を建てたら野菜なんかをつくって荒らさないようにはしたいとは言っていました。

あと、周りは耕作している人もいますけれども、その家を建てたいというところの裏がちょっと荒れています。この辺がちょっと荒れ放題なんですけれども、とりあえず何かつくったりしているので、そこがちょっと荒れているので、周辺農地には家が建っても何も関係はないのかなと思います。こっちはみんな耕作しているんですけれども、道から反対側でこっちのほうが目あたりが良いので、農地には関係がないと思います。それで許可を得次第すぐに始めたいという話でした。

以上です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

高橋俊一委員にご報告いただきました。

この案件について質問、意見等がございましたら挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ許可相当と決めます。

議案第7号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第7号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。

別紙記入事件7件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、2,791㎡、使用貸借の通年、6,976㎡、畑は、賃貸借の通年、1万3,410㎡、合計2万3,177㎡です。

貸し手は7戸、借り手は5戸でございます。

設定期間は、田、10年、畑、2年、10年です。

8ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を受けて質問、意見等がございましたら挙手の上、

発言願います。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ承認と決めます。

続きまして、議案第8号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いいたします。

事務局

10ページをお開きください。

議案第8号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件、3件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次・朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、担当委員さんの説明をいただきます。

15番委員

15番、原澤です。

6日に〇〇さんのほうへお伺いしましてお話を聞きましたところ、従来から借りていた場所であって、それを正式に公社を通して借りるという形にした建物で、今までと何も変わることがないので、何の特別な問題はないと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。

今まで借りて耕作していたところを農地中間管理機構の事業にのせるという案件です。

何か意見があれば発言願います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

なければ承認と決めます。

続きまして、5番です。協議事項・報告事項。

(1)の農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局お願いいたします。

事務局

12ページをごらんください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上であります。よろしく申し上げます。

議長

ただいま説明していただきました。

続きまして、その他、皆さんから何か議題に上げたほうがいいということありますか。発言いただきます。ありませんか。

(「なし」の声)

なければ閉会をお願いします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一閉会を宣す。

〔午後2時05分〕